

○流山市建築基準法施行細則

昭和62年3月25日

規則第1号

改正 平成元年7月15日規則第29号

平成2年3月30日規則第3号

平成4年10月30日規則第25号

平成6年3月31日規則第16号

平成6年10月1日規則第26号

平成9年4月1日規則第21号

平成11年4月30日規則第28号

平成12年2月1日規則第1号

平成12年3月31日規則第5号

平成14年3月29日規則第7号

平成15年3月31日規則第12号

平成16年3月31日規則第21号

平成17年3月7日規則第10号

平成17年3月30日規則第13号

平成18年3月31日規則第10号

平成19年6月20日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「施行条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第2条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則の規定により市長又は建築主事に提出する申請書又は届出書は、都市計画部建築住宅課に提出するものとする。

第3条 削除

(意見の聴取)

第4条 法に基づく意見の聴取に関しては、流山市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和62年流山市規則第2号）の定めるところによる。

(標識による公告)

第5条 法第9条第13項の規定による公告は、標識(別記第3号様式)を設置して行う。

(確認申請書に添付する書類)

第6条 法第6条第1項第4号に掲げる建築物の確認申請書には別表に掲げる図書を添付しなければならない。

(許可申請書及び添付図書)

第7条 法第85条第3項又は同条第5項の許可(以下「許可」という。)を受ける場合の許可申請書の正本及び副本にそれぞれ添付しなければならない規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図

(2) 工場の用途に供する建築物にあつては工場調書(別記第5号様式)

(3) その他市長が必要と認める資料

2 許可を受けた内容を変更しようとするときは、許可通知書を添えてその変更について、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が既に許可を受けた事項の範囲内であるときは、設計変更申請書(別記第6号様式)に許可通知書及び変更図書を添えて市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項ただし書の承認をしたときは、設計変更承認通知書(別記第7号様式)により当該申請に係る者に通知するものとする。

(認定申請書)

第8条 法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、法第86条の5第2項又は法第86条の6第2項の認定(以下「認定」という。)を受ける場合の許可申請書の正本及び副本にそれぞれ添付しなければならない規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第1条の3第1項に規定する付近見取図

(2) その他市長が必要と認める資料

第9条 削除

(名義変更届)

第10条 確認、許可又は認定(以下「確認等」という。)を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)の変更があったときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が連署して名義変更届(別

記第 8 号様式) に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類を添えて市長又は建築主事に届け出るものとする。建築主等の住所又は氏名に変更があったときも同様とする。

2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書(別記第 9 号様式)により当該届出に係る建築主等に通知するものとする。

(工事監理者決定等届)

第 1 1 条 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定めたとき、若しくはこれを変更したとき、又は工事施工者を定めたとき、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届(別記第 1 0 号様式)により建築主事に届け出るものとする。工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名に変更があったときも同様とする。

2 前項の工事監理者決定等届には、工事監理者を定めたとき、又はこれを変更したときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写しを添付しなければならない。

3 建築主事は、第 1 項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書(別記第 1 1 号様式)により当該届出に係る建築主等に通知するものとする。

(申請書の取下げ届)

第 1 2 条 確認等の申請書又は第 1 8 条第 1 項に規定する道路位置指定申請書を提出した建築主等は、市長又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該申請書又は第 1 8 条第 1 項に規定する道路位置指定申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第 1 2 号様式)により市長又は建築主事に届け出るものとする。

(取りやめ届)

第 1 3 条 確認又は許可を受けた建築主等は、当該建築物、建築設備及び工作物の工事を取りやめたときは、取りやめ届(別記第 1 3 号様式)に確認又は許可を証する書類を添えて市長又は建築主事に届け出るものとする。

(建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定)

第 1 4 条 政令第 1 0 条第 3 号ハ及び同条第 4 号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規定とする。

(1) 政令第 1 0 条第 3 号に掲げる建築物 施行条例第 4 5 条及び施行条

例第46条の規定

(2) 政令第10条第4号に掲げる建築物 施行条例第45条及び施行条例第46条第3号の規定

(建築設備の指定及び定期報告等)

第15条 法第12条第3項の規定により指定する建築設備は、次に掲げるものとする。ただし、1戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。

(1) エレベーター（積載荷重が1トン以上のもので、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）を除く。）

(2) エスカレーター

(3) 電動ダムウエーター

2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、法第7条第5項の検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間に属する月とし、以後最初の定期報告の日に属する月とする。

3 省令第6条第3項に規定する書類は、次に掲げる事項について記載したものである。

(1) 昇降機等の検査状況に関する事項

(2) その他法令に基づく検査項目以外で特に報告を要する事項

4 省令第6条第2項の規定による報告書及び前項に規定する書類は、報告の日前2月以内に調査し、作成したものでなければならない。

5 第1項各号に掲げる建築設備を変更し、廃止し、若しくは休止し、又は再開したときは、建築設備変更（廃止・休止・再開）届（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(道の指定)

第16条 法第3章の規定が適用される区域内における一般の交通の用に使用される道で、幅員が4メートル未満1.8メートル以上のものでその敷地が明確なものを法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなす。

第17条 削除

(道路位置指定申請書)

第18条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（別記第15号様式）に省令第9条に定めるもののほか、道路位置指定申請図（別記第16号様式）及び次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1）申請に係る承諾者の印鑑登録証明書（登録がない場合は、本人であることを証する書面）

（2）申請に係る土地及び建物の登記事項証明書（登記がない場合は、権利者であることを証する書面）

2 市長は、前項の規定による申請について位置の指定をしたときは、道路位置指定通知書（別記第17号様式）により当該申請に係る者に通知するものとする。

3 法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路又は法第42条第2項の規定により指定された道路若しくはその他の既存の私道を変更し、又は廃止するときは、前各項の規定を準用する。

（位置の指定を受けた道路等の変更及び廃止）

第18条の2 法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路又は法第42条第2項の規定により指定された道路若しくはその他の既存の私道（以下この条において「位置の指定を受けた道路等」という。）が次の各号のいずれかに掲げる区域内に存在する場合において、当該位置の指定を受けた道路等について当該各号に掲げる開発行為又は事業の工事の着手があったときは、法第43条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該位置の指定を受けた道路等の変更又は廃止について前条第3項において準用する同条第1項の申請及び同条第2項の措置がなされたものとみなす。

（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条若しくは第35条の2の開発行為の許可を受けた開発区域又は同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地 開発行為又は都市計画事業

（2）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区 土地区画整理事業

（3）都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区 市街地再開発事業

（道路の位置の標示）

第19条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

(不適合建築物の届出)

第20条 法第86条の7及び施行条例第51条第4項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物の制限緩和に係る不適合建築物台帳(別記第18号様式)を提出しなければならない。

(書類の閲覧)

第21条 省令第11条の4第3項の規定による同条第1項及び第2項の書類(以下「書類」という。)の閲覧については、次のとおりとする。

(1) 閲覧場所 都市計画部建築住宅課

(2) 閲覧日 次に掲げる日以外の日とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(3) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

3 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧申込票(別記第19号様式)を提出し、市長の承認を得なければならない。

4 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に移動してはならない。

5 市長は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損し、若しくはき損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(計画通知書への準用)

第22条 第2条、第6条から第13条まで及び第16条から第20条までの規定は、法第18条の規定による計画通知書の場合に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、千葉県建築基準法施行細則(昭和39年千葉県規則第12号)の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、この規則の

相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成元年 7 月 1 5 日規則第 2 9 号）

この規則は、平成元年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 3 0 日規則第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 1 0 月 3 0 日規則第 2 5 号）

この規則は、平成 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 1 日規則第 1 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（用途地域等に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 8 2 号）による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分についての平成 8 年 6 月 2 4 日（その日前に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 2 0 条第 1 項（同法第 2 2 条第 1 項において読み替える場合を含む。）の規定による告示のあった日。）までの間のこの規則による改正後の流山市建築基準法施行細則別表の適用については、同表建築物の種類欄中「第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域」とあるのは、「第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域」とする。

附 則（平成 6 年 1 0 月 1 日規則第 2 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日規則第 2 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 4 月 3 0 日規則第 2 8 号）

この規則は、平成 1 1 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 1 5 条第 1 項各号列記以外の部分の改正規定は、平成 1 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 2 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成12年3月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第5号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第7号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第12号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第21号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第10号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月30日規則第13号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月20日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけ面及びがけに近接する建築物	縦断面図	縮尺、がけの高さ及びがけの上下端から建築物までの水平距離
	擁壁詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法並びに排水施設等
	構造計算書	
危険物の貯蔵施設を有す	危険物調書（別記	

る建築物(工場の用途にす る建築物を除く。)	第2号様式)	
工場の用途に供する建築 物	工場調書(別記第 3号様式)	

第3号様式（第5条関係）

建築基準法による公告	
の所在地 流山市	
命令を受けた者の氏名	
この	は、建築基準法に違反しているので同法第
9条	により を命じたものである。
なお	
1	この標識を毀棄した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
2	この命令に違反して、この 工事を行った者は罰せられます。
3	この は、行政代執行により取り壊されることがあります。
4	電気、ガス、水道の供給を保留するよう電気事業者等に通知してあります。
年 月 日	
流山市長	

72
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

51センチメートル

注 空白部分及び3、4については適宜記入すること。

第4号様式（別表関係）

危 険 物 調 書

1 建築主住所氏名				
2 建築物の名称				
3 敷地の地名地番				
4 業 種				
	既 存	申請による増加	申請による減少	合 計
5 敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 建築面積				
7 床面積				
8 危険物品の貯蔵	常 時 貯 蔵 す る 危 険 物 品			
	品 名	最 大 数 量		
		既 存	申 請	合 計
9 最近の確認年月日・番号	年 月 日 第 号			
10 備 考				

注 危険物品とは、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものをいう。

第5号様式（第7条関係）

工 場 調 査 書

（表面）

1	建築主住所氏名			
2	工 場 名			
3	敷地の地名地番			
4	業 種			
5	生 産 品 名			
6	作業の概要			
7 既他 設の 設備 機械 その	名 称	用 途	台数・個数	動 力 数 (容 量)
	動力数の合計			kw
8 今 回 申 請 他 に の 係 る 設 備 機 械	名 称	用 途	台数・個数	動 力 数 (容 量)
	動力数の合計			kw

(裏面)

		既 存	申請による 増加	申請による 減少	合 計			
9	敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²			
10	建築面積							
11 床 面 積	ア 作業場							
	イ 事務所							
	ウ 倉庫							
	エ 厚生施設							
	オ その他							
	合 計							
10	従業員数	人	人	人	人			
14 危 険 物 品 の 貯 蔵	常時貯蔵する危険物品			製造所又は他の事業を営む工場において処理する危険物品				
	品 名	最大数量			品 名	最大停滞量		
		既存	申請	合計		既存	申請	合計
15	最近の確認年月日・番号	年 月 日			第 号			
16	備 考							

注 危険物品とは、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものをいう。

第6号様式（第7条関係）

設 計 変 更 申 請 書

年 月 日付け第 号で許可された内容について、次のとおり設計変更したいので申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 流山市長 様 <div style="text-align: right;">申請者氏名 印</div>								
1	建築主住所氏名							
2	設計者資格		住所氏名		建築士事務所名		印	
			() 建築士 () 登録第 号					
			() 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話					
3 敷地の位置	イ	地名地番						
	ロ	用途地域		※その他の区域 地域・地区				
	ハ	防火地域		防火・準防火・指定なし				
4	主要用途							
	変更前の申請部分			変更後の申請部分			申請による 増 減	※敷地面積 との比
	申請部分	申請以外の部分	合 計	申請部分	申請以外の部分	合 計		
5	敷地面積		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
6	建築面積		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
7	延べ面積		㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)
8 変更箇所	変更前の計画			変更後の計画			理 由	
※ 受 付 欄			※ 決 裁 欄			※ 承 認 欄		
年 月 日						年 月 日		
第 号						第 号		
係員印						係員印		

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 完了検査申請後の変更は、認められません。
 3 2欄は、建築士が設計したものである場合に記入してください。
 4 7欄は、政令第2条第1項第4号ただし書に規定する自動車車庫等の面積を()内に記入してください。
 5 許可通知書を添付してください。

第7号様式（第7条関係）

設計変更承認通知書

年 月 日付け第 号で許可した内容の変更を承認したので通知します。 承認番号 第 号 承認年月日 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">流山市長 印</div>								
1	建築主住所氏名							
2	設計者資格	（ ）建築士（ ）登録第 号						
	住所氏名 建築士事務所名	（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号 電話						
3 敷地 の 位置	イ 地名地番							
	ロ 用途地域				※その他の区域 地域・地区			
	ハ 防火地域	防火・準防火・指定なし						
4 主要用途								
	変更前の申請部分			変更後の申請部分			申請による 増 減	※敷地面積 との比
	申請部分	申請以外 の部分	合 計	申請部分	申請以外 の部分	合 計		
5	敷地面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
6	建築面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	%
7	延べ面積	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	%
8 変 更 箇 所	変更前の計画			変更後の計画			理 由	

注 この通知書は、変更前の許可通知書へつづり込んでおいてください。

第8号様式（第10条関係）

名 義 変 更 届

年 月 日付け第		確 認 号で許 可された建築物等に係る建築主 認 定
等の名義等を次のとおり変更したので届け出ます。		
年 月 日		
流 山 市 長 流山市建築主事		様 届出人氏名 印
1 建築主（設置者・築造主） 住所・氏名	新	住所
		氏名
	旧	住所
		氏名
2 敷地の地名地番		
3 備考		
※ 受付欄		
年 月 日		
係員印		

注

- 1 届出人は、変更前と変更後の建築主等が連署して提出してください。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 確認済証等を添付してください。

第9号様式（第10条関係）

名義変更受理通知書

名義変更受理通知欄	年 月 日付け第 号で許可した建築物等に係る建築主等の名義等の変更届を受理したので通知します。 受理番号 第 号 受理年月日 年 月 日 流山市長 流山市建築主事		
	国		
1 建築主（設置者・築造主）住所・氏名	新	住所	
		氏名	
	旧	住所	
		氏名	
2 敷地の地名地番			
3 備考			

注 この通知書は、変更前の通知書へつづり込んでおいてください。

第 10 号様式 (第 11 条関係)

工事監理者決定等届			
下記のとおり 工事監理者の住所を決定したので届け出ます。 工事監理者の住所を決定したので届け出ます。 工事施工者の氏名を変更			
		年 月 日	
流山市建築主事 様		建築主等住所	
		氏名	◎
記			
1 確認番号	第 号	2 確認年月日	年 月 日
3 建築場所			
4 工事監理者 (代表となる工事監理者)			
(1) 資格		() 建築士	() 登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名		() 建築士事務所	() 知事登録第 号
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			
(その他の工事監理者)			
(1) 資格		() 建築士	() 登録第 号
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名		() 建築士事務所	() 知事登録第 号
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			
5 工事施工者			
(1) 氏名			
(2) 営業所名		建設業の許可 () 第 号	
(3) 郵便番号			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
注 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。 2 この届を提出した後変更が生じたときは、その都度届出が必要です。 3 4 欄は、代表となる工事監理者及び届出に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。変更の場合には、変更後のすべての工事監理者について記入してください。 4 5 欄は、工事施工者が 2 以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。変更の場合には、変更後の工事施工者について記入してください。 5 工事監理者の届出に際しては、当該工事監理者の建築士免許証の写しを添えてください。			

第 11 号様式 (第 11 条関係)

工事監理者決定等受理通知書	
<p>年 月 日 第</p> <p>の決定 変更 を受理したので通知します。</p> <p>受理番号 第 号</p> <p>受理年月日 年 月 日</p>	<p>号で確認した建築物 建築設備に係る工事監理者 工作物 工事施工者 の住所 氏名</p>
流山市建築主事 印	
<p>1 建築主等 住 所 氏 名</p>	
<p>2 工事監理者 (代表となる工事監理者)</p> <p>(1) 資格 () 建築士 () 登録第 号</p> <p>(2) 氏名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号</p> <p>(3) 建築士事務所名 () 知事登録第 号</p> <p>(4) 郵便番号</p> <p>(5) 所在地</p> <p>(6) 電話番号</p> <p>(7) 工事と照合する設計図書</p> <p>(その他の工事監理者)</p> <p>(1) 資格 () 建築士 () 登録第 号</p> <p>(2) 氏名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号</p> <p>(3) 建築士事務所名 () 知事登録第 号</p> <p>(4) 郵便番号</p> <p>(5) 所在地</p> <p>(6) 電話番号</p> <p>(7) 工事と照合する設計図書</p>	
<p>3 工事施工者</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 営業所名</p> <p>(3) 郵便番号</p> <p>(4) 所在地</p> <p>(5) 電話番号</p>	<p>建設業の許可 () 第 号</p>
<p>注 この通知書は、確認済証へつづり込んでおいてください。</p>	

第 12 号様式（第 12 条関係）

取 下 げ 届

<p>年 月 日 第 号で提出した 確許認指 認可定 申請書を 取り下げたいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>流 山 市 長 流山市建築主事 様</p> <p>届出人氏名 ㊟</p>		
1 建築主等住所氏名		
2 代理人住所氏名		
3 敷地の地名地番		
4 建築物等の主要用途		
5 取下げの理由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

注 ※のある欄には記入しないでください。

第 13 号様式（第 13 条関係）

取 り や め 届

年 月 日 第 号で 確 認 許 可 された建築物等の工 事を取りやめたので届け出ます。 年 月 日 流 山 市 長 流山市建築主事 様 届出人氏名 ㊟		
1 建築主等住所氏名		
2 敷地の地名地番		
3 取りやめた理由		
4 備 考		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

- 注 1 確認済証等を添付してください。
 2 ※印のある欄は記入しないでください。

第 14 号様式（第 15 条関係）

建築設備変更（廃止・休止・再開）届

<p>年 月 日 第 号で確認された建築設備について、次のとおり変更（廃止・休止・再開）したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>届出人 住所 氏名 氏名 ㊦</p>		
1 変更（廃止・休止・再開）する設備	設 置 場 所	
	設置場所の名称	
	設置場所の用途	
2 所 有 者 住 所 氏 名		
3 管 理 者 住 所 氏 名		
4 工 事 施 工 者 住 所 氏 名		
5 建築設備の種類・用途・構造		
6 変更（廃止・休止・再開）の理由		
7 検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 第 号

- 注 1 所有者と管理者が異なる場合の届けは、管理者が提出してください。
- 2 届書は、一基（一設備）ごとに提出してください。

第 15 号様式 (第 18 条関係)

道路位置 $\left(\begin{array}{l} \text{指 定} \\ \text{変 更} \\ \text{廃 止} \end{array} \right)$ 申請書

建築基準法 第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定変更を申請し 第42条第 項 の規定により道の 廃止を申請し ます。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 流山市長 様 申請者氏名 印				
1	申請者住所氏名	電話 番		
2	代理者資格・住所氏名 ・事務所名	電話 番		
3	道路の土地の地名地番			
4	関係土地の地名地番			
5 道 路 の 概 要	幅 員	延 長	すみ切り長さ	側 溝 の 幅
	1	. m	. m	. m × . m
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
6	道の築造と併せて 行おうとする 開発行為の規模	m ² (市街化区域内のみ記入のこと。)		
7	申 請 理 由			
※8	条 件			
※9	手 数 料			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 指 定 欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

- 注 1 上欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 道路位置指定(指定・変更・廃止)申請図とその写しを添付して提出してください。

第 17 号様式 (第 18 条関係)

道路位置 $\left(\begin{matrix} \text{指 定} \\ \text{変 更} \\ \text{廃 止} \end{matrix} \right)$ 通知書

通 信 欄	年 月 日付けの申請に係る		位置の指定 変 更 廃 止		は審査の結果
	指定することと 変更を承認 廃止を承認		したので通知します。		
	指定番号	第	号		
	承認番号				
	指定年月日	年	月	日	
	承認年月日				
			流山市長		印
1	申請者住所氏名		電話		番
2	代理者資格・住所氏名 ・事務所名		電話		番
3	道路の土地の地名地番				
4	関係土地の地名地番				
5 道 路 の 概 要		幅 員	延 長	すみ切り長さ	側 溝 の 幅
	1	. m	. m	. m × . m	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
6	道の築造と併せて 行おうとする 開発行為の規模		m ² (市街化区域内のみ記入のこと。)		
7	申 請 理 由				
※8	条 件				

注 通知欄及び※印のある欄は、記入しないでください。

第 18 号様式 (第 20 条関係)

不適合建築物等台帳

(表面)

番号		茨山市 第 号		地 域 ・ 地 区		調整年月日							
建 設 在 地	所在地			不 適 合 業 項		第 条 第 項 ()							
	名称			現在地に建築することのできなくなった日		年 月 日							
	所有者 住所氏名			建築年月日		年 月 日							
物 理 者	住所氏名												
	高存者												
不適合の分類 (法別表第 等の分類)													
基 準 時 業 務 の 状 況	用途			原 料		製造品名							
	不適合部分の面積	㎡		原動機の総出力数		KW							
	不適合の事由が原動機の出力又は機械のとき	原動機の出力		KW		機械名及び台数							
	危険物品名及び数量	貯蔵				処理							
その他													
敷地面積		㎡		延べ率		% 容積率 % 高さ等							
基 準 時 業 務 の 状 況	種等の名称	構造・階数	建築面積	延べ面積	不適合部分面積	原動機出力	機械の台数	危険物品量	設置年月日	確認等			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合 計													
そ の 他 の 建 築 様 態	種等の名称	構造・階数	建築面積	合計	延べ面積	合計	不適合部分の面積	合計	原動機の出力合計	機械の台数合計	危険物品の合計	確認年月日	番 号
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
許 容 限 度		建築面積	延べ面積の合計	不適合部分の面積	原動機の出力	機械の台数	危険物品の貯蔵量						
現 場 調 査	年月日	調査者印	調										
	年月日		査										
	年月日		査										

- 注 1 この台帳は、法第3条第2項の規定により、法・政令及び施行条例の規定に適合しなくなったとき（「基準時」という。）を基準として作成してください。
- 2 危険物品については、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものについて記載してください。
- 3 書ききれない場合は別紙により記載し裏面に貼付けてください。
- 4 裏面に付近見取図、配置図、平面図その他不適合の状況を示す図面を記入又は貼付してください。
- 5 注2の記載に当たっては、その名称及び数量を記入してください。

(裏 面)

(記載上の注意) 付近見取図、配置図 (方位及び土地測量実測図を含む。)、平面図その他不適合の状況を記入してください。

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to draw or write notes. It occupies the central portion of the page below the instructions.

第 19 号様式（第 21 条関係）

書 類 閲 覧 申 込 票				
年 月 日				
建築基準法第93条の2の規定により、書類の閲覧を申し込みます。				
閲 覧 者	氏 名	⑤	年 齢	歳
	住 所		職 業	
閲 覧 の 目 的 (具体的に記入 してください)				
閲 覧 す る 建 築 物 ・ 工 作 物	所 在 地			
	建 築 主 建 築 造 主			
備 考				
建築基準法第93条の2の規定により、書類の閲覧の承認してよろしいか伺います。				
決 裁 欄			閲覧年月日 年 月 日	

注 備考欄には承認を得た後、閲覧した書類の確認又は受付の番号及び年月日等を記入してください。

別記

第1号様式及び第2号様式 削除

第3号様式 (第5条関係)

第4号様式 (別表関係)

第5号様式 (第7条関係)

第6号様式 (第7条関係)

第7号様式 (第7条関係)

第8号様式 (第10条関係)

第9号様式 (第10条関係)

第10号様式 (第11条関係)

第11号様式 (第11条関係)

第12号様式 (第12条関係)

第13号様式 (第13条関係)

第14号様式 (第15条関係)

第15号様式 (第18条関係)

第16号様式 (第18条関係)

第17号様式 (第18条関係)

第18号様式 (第20条関係)

第19号様式 (第21条関係)